

## 様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	<p>教育実習等の時期</p> <p>〈教育実習〉 2～4年次 5月～11月</p> <p>〈学校体験活動〉 4年次 10月～ 2月</p>
②	<p>教育実習等の実習期間・総時間数</p> <p>〈教育実習〉 小学校 4週間（160時間） 8～9月  教育実践基礎実習 1週間（40時間）、教育実践実習A 3週間（120時間）  中学校 4週間（160時間） 8～9月  教育実践基礎実習 1週間（40時間）、教育実践実習B 3週間（120時間）  高等学校 2週間（80時間） 教育実践実習C 5月～9月  幼稚園 2週間（80時間） 幼稚園実習 8月～11月  特別支援学校 3週間（120時間） 特別支援学校実習 8月～9月</p> <p>〈学校体験活動〉 小学校 週1回（合計26時間）・事前事後指導4時間を含む総時間数30時間</p>
③	<p>実習校の確保の方法</p> <p>〈教育実習〉</p> <p>附属学校（小学校、中学校、幼稚園、特別支援学校）を中心としつつ、山形県教育委員会、山形市教育委員会ほか近隣の10市町教育委員会と連携し、大学近隣の公立小学校・中学校で実習校を適切に確保している。</p> <p>なお、高校についてのみ、山形県教育委員会が斡旋した公立高校で教育実習を行う。</p> <p>〈学校体験活動〉 大学近隣の小学校に希望調査を行う。</p>
④	<p>教育実習内容</p> <p>〈教育実習〉</p> <p>I. 小学校における教育実習</p> <p>1. 教育実践基礎実習（1週間）</p> <p>(1) 主たる指導内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の理解</li> <li>・学級集団の理解</li> <li>・教材研究の仕方</li> <li>・教科指導案の作成</li> <li>・学級活動の指導案の作成</li> <li>・授業評価の理解</li> </ul> <p>(2) 学生に指定ないし義務づけられている担当時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観（12時間）</li> <li>・授業担当（1時間）</li> <li>・研究授業担当（1時間）</li> </ul> <p>2. 教育実践実習A（3週間）</p> <p>(1) 主たる指導内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の理解</li> </ul>

- ・学級集団の理解
  - ・教材研究の仕方
  - ・教科指導案の作成
  - ・学級活動の指導案の作成
  - ・授業評価の方法の理解
  - ・授業研究会のもち方
- (2) 学生に指定ないし義務づけられている担当時間
- ・授業参観（30時間）
  - ・教科の授業の担当（最低6時間）
  - ・道徳又は学級活動の授業の担当（最低1時間）
  - ・研究授業担当（最低1時間）
  - ・授業研究会（1回）

## II. 中学校における教育実習

### 1. 教育実践基礎実習（1週間）

- (1) 主たる指導内容
- ・生徒の理解
  - ・学級集団の理解
  - ・教材研究の仕方
  - ・教科指導案の作成
  - ・道徳又は学級活動の指導案の作成
  - ・授業評価の理解
- (2) 学生に指定ないし義務づけられている担当時間
- ・授業参観（12時間）
  - ・授業担当（1時間）
  - ・研究授業担当（1時間）

### 2. 教育実践実習B（3週間）

- (1) 主たる指導内容
- ・生徒の理解
  - ・学級集団の理解
  - ・教材研究の仕方
  - ・教科指導案の作成
  - ・道徳又は学級活動の指導案の作成
  - ・授業評価の方法の理解
  - ・授業研究会のもち方
- (2) 学生に指定ないし義務づけられている担当時間
- ・授業参観（30時間）
  - ・教科の授業の担当（最低6時間）
  - ・道徳又は学級活動の授業の担当（最低1時間）
  - ・研究授業担当（最低1時間）

- ・授業研究会（1回）

### Ⅲ. 高等学校における教育実習

#### 教育実践実習C（2週間）

##### (1) 主たる指導内容

- ・教員の服務
- ・生徒の理解
- ・学級集団の理解
- ・教材研究の仕方
- ・教科指導案の作成
- ・授業評価の方法の理解

##### (2) 学生に指定ないし義務づけられている担当時間

- ・授業参観（最低15時間）
- ・授業担当（最低3時間）
- ・研究授業担当（1時間）

### Ⅳ. 幼稚園における実習

#### 幼稚園実習（2週間）

##### (1) 第1週の主たる指導内容

- ・幼児理解と援助
- ・教材研究の仕方
- ・環境構成の仕方
- ・指導案の作成
- ・研究会のもち方
- ・保育への部分参加

##### (2) 第2週の主たる指導内容及び配当時間

- ・保育への参加（5日間）
- ・保育研究（最終日の1日の生活を通して）

### Ⅴ. 特別支援学校における実習

#### 特別支援学校教育実習（3週間）

##### (1) 主たる指導内容

- ・障がい児の理解
- ・障がい児の学習指導案の作成
- ・障がい児の生活指導案の作成
- ・障がい児学級の学級経営案の作成
- ・授業評価の方法の理解
- ・授業研究会のもち方

##### (2) 学生に指定ないし義務づけられている担当時間

- ・授業参観（30時間）

- ・教科の授業の担当（最低9時間）」
- ・研究授業担当（最低2時間）
- ・授業研究会（最低4時間）

〈学校体験活動〉学校における活動全般について、支援や補助業務を行う。放課後子供教室・学童保育の補助を行う。

#### ⑤ 実習生に対する指導の方法

（教育実習）小白川キャンパス教育実習委員会委員が中心となって、実習校への訪問指導教員を調整の上、本学教員（指導教員、アドバイザー教員等）が実習校を訪問し、研究授業及び事後研究会に出席して、教育実習生への指導を行う。

〈学校体験活動〉月1回実習生から提出された日誌等による報告をもとに指導を行う。

あわせて期間中に1～2回指導教員が実習校へ巡回指導を行う。

#### ⑥ 実習の成績評価（評価の基準及び方法）

※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。

（教育実習）山形大学地域教育文化学部教育実習専門委員会が、実習校からの資料に基づき評価する。

〈学校体験活動〉指導教員に提出された日誌、レポート等をもとに教員の職務補助や児童生徒との関わり方及び地域学校協働活動の実態についての理解の深まりを評価する。

### 2 事前及び事後の指導の内容等

#### ① 時期及び時間数

〈教育実習〉時 期：4月～10月

時間数：事前・事後指導30時間（事前指導24時間、事後指導6時間）

〈学校体験活動〉時 期：10月上旬及び2月上旬

時間数：指導教員が各2時間の指導を行う。

#### ② 内容（具体的な指導項目）

〈教育実習〉

##### I. 小学校

事前指導（24時間）

(1) 教育実習オリエンテーション（教員養成と教育実習）（2時間）

(2) 小学校教育全般の理解（2時間）

- ・小学校教育の目的の理解
- ・小学校の教育課程の特質の理解

(3) 小学生の理解（4時間）

- ・児童の発達の特質の理解
- ・個々の児童の理解・受容の方法

(4) 教科及び道徳の指導（8時間）

- ・各教科の特質と教育目標
- ・各教科の教材研究の方法
- ・各教科の指導案の作成
- ・道徳の時間の指導案の作成

附属小学校学習指導研究協議会（公開研究会）の参加にあわせて学習

(5) 学級経営（4時間）

- ・学級集団の理解
- ・学級活動の指導案の作成

(6) 教育評価（4時間）

- ・授業評価の方法の理解
- ・教育活動全般の評価の方法の理解

事後指導（6時間）

教育実習の反省

- (1) 教科指導についての反省
- (2) 生徒指導についての反省
- (3) 教育実習全般の反省と今後の学習課題の意識化

## II. 中学校

事前指導（24時間）

(1) 教育実習オリエンテーション（教員養成と教育実習）（2時間）

(2) 中学校教育全般の理解（2時間）

- ・中学校教育の目的の理解
- ・中学校の教育課程の特質の理解

(3) 中学生の理解（4時間）

- ・生徒の発達の特質の理解
- ・個々の生徒の理解・受容の方法

(4) 教科及び道徳の指導（8時間）

- ・教科の特質と教育目標の理解
- ・教科の教材研究の方法の理解
- ・教科の指導案の作成
- ・道徳の時間の指導案の作成

(5) 学級経営（4時間）

- ・学級集団の理解
- ・学級活動の指導案の作成

(6) 教育評価（4時間）

- ・授業評価の方法の理解
- ・教育活動全般の評価の方法の理解

事後指導（6時間）

教育実習の反省

- (1) 教科指導についての反省
- (2) 生徒指導についての反省
- (3) 教育実習全般の反省と今後の学習課題の意識化

## III. 高等学校

事前指導（24時間）

(1) 教育実習オリエンテーション（教員養成と教育実習）（2時間）

- (2) 高等学校教育全般の理解（2時間）
  - ・高等学校教育の目的の理解
  - ・高等学校の教育課程の特質の理解
- (3) 高校生の理解（4時間）
  - ・生徒の発達の特質の理解
  - ・個々の生徒の理解・受容の方法
- (4) 教科の指導（8時間）
  - ・教科の特質と教育目標の理解
  - ・教科の教材研究の方法の理解
  - ・中学校までの教科の教育内容の理解
  - ・教科の指導案の作成
- (5) 学級経営（4時間）
  - ・学級集団の理解
  - ・ホームルーム活動の指導案の作成
- (6) 教育評価（4時間）
  - ・授業評価の方法の理解
  - ・教育活動全般の評価の方法の理解

#### 事後指導（6時間）

##### 教育実習の反省

- (1) 教科指導についての反省
- (2) 生徒指導についての反省
- (3) 教育実習全般の反省と今後の学習課題の意識化

#### IV. 特別支援学校

##### 事前指導（24時間）

- (1) 障がい児の理解と指導（18時間）
- (2) 教育実習全体指導（2時間）
  - ・実習の進め方
  - ・実習授業の計画
- (3) 児童生徒の観察（1時間）
- (4) 学校の教育計画（1時間）
  - ・学校の概要、法規、服務、校務
  - ・生徒指導
  - ・学校保健、学校安全
- (5) 学部・学級経営、教育課程（1時間）
- (6) 学級の児童生徒の実態（1時間）
  - ・児童生徒の理解と支援

##### 事後指導（6時間）

##### 教育実習の反省

- (1) 提出支援案の作成指導

## (2) 教育実習経験の整理と反省

## 〈学校体験活動〉

事前指導：学校体験活動の目標設定および心構えの指導を行う。

事後指導：ワークショップ形式による討議により目標達成度の確認と残された課題等に関する補充指導を行う。

## ③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

オリエンテーションにおいて、相談窓口の周知を含めて、指導を行う。また、実習生の守秘義務の順守の必要性及びSNSの利用に係る注意点については、オリエンテーションでの周知や誓約書の提出等により、実習生へ注意喚起を促す。誓約書には、教育実習やボランティア活動等で関わる児童・生徒とのSNSでのやり取りを、実習中及び活動期間終了後も含めて一切行わないことを誓約事項の一つとする。

学内の相談体制については、実習校や実習生からの担当事務部署や指導教員、アドバイザー教員へ連絡を受け付ける体制をとる。実習生の行動等について、実習校からの相談には、大学教員が速やかに対応し、実習校や当該学生への必要な聞き取りや指導等を行う。

## 3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

## ① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
- ・ 委員会等の運営方法

「山形大学教員養成委員会」（※は改組後の表記）

教育関係業務を担当する理事又は副学長、教育学部長（※）、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員（以下「主担当教員」という。）として人文社会科学部、教育学部（※）、理学部及び工学部に配置された教員の中から当該学部において選出された者 各1人、主担当教員として教育実践研究科に配置された教員の中から選出された者1人、山形大学教職研究総合センターの業務を担当する教員の中から選出された者1人、附属学校運営部長、エンロールメント・マネジメント部教務課長、その他委員会が必要と認めた者によって構成。

教員養成の全学システムやカリキュラムの学部間協力等教員養成に係る全学方針に関する事項、教育実習の全学方針に関する事項、教職課程の自己点検・評価に関する事項、その他教員養成等に関する事項を所管する。

「山形大学小白川キャンパス教育実習委員会」（※は改組後の表記）

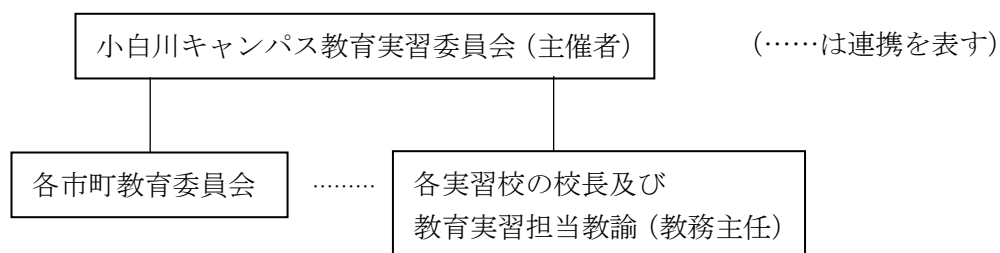
地域教育文化学部長1人、人文社会科学部副学部長1人、教育学部長（※）推薦教員1人、理学部長推薦教員1人、附属学校運営部副部長1人、人文社会科学部教員1人、教育学部教員（※）6人、合計12人によって構成。

教育実習の設定・教育実習生の配当・教育実習に関する学部間及び実習校との連絡調整・その他教育実習の実施に関して必要な事項を所管する。

「山形大学教育学部教育実習専門委員会」（※は改組後の表記）



## 【委員会の組織図】



## 4 教育実習の受講資格

〈教育実習〉

## 1 2年次に「教育実践基礎実習」を履修するための条件

- ① 1年次後期終了までに30単位以上を修得していること。  
(ただし、「教職論」、「教育原論」及び「発達心理学」のいずれかの履修を含むこと。)
- ② 2年次前期に「教育実践実習事前・事後指導」事前指導を履修していること。
- ③ 2年次前期まで(2年次前期を含む。)に「各教科の指導法」に関する科目を履修していること。

## 2 3年次に「教育実践実習A」を履修するための条件

- ① 2年次後期終了までに60単位以上を修得していること。
- ② 2年次に「教育実践基礎実習」の単位を修得していること。
- ③ 2年次に「教育臨床体験(介護等体験)」の単位を修得していること。
- ④ 2年次後期終了までに小学校の「各教科の指導法」に関する科目を6単位以上修得していること。

## 3 3年次に「教育実践実習B」を履修するための条件

- ① 2年次後期終了までに60単位以上を修得していること。
- ② 2年次に「教育実践基礎実習」の単位を修得していること。
- ③ 2年次に「教育臨床体験(介護等体験)」の単位を修得していること。
- ④ 2年次後期終了までに中学校の「各教科の指導法」に関する科目を2単位以上修得していること。
- ⑤ 3年次前期に「生徒指導・進路指導」を履修していること。

## 4 3年次に「教育実践実習C」を履修するための条件

- ① 2年次後期終了までに60単位以上を修得していること。
- ② 2年次前期に「教育実践実習事前・事後指導」事前指導を履修していること。
- ③ 2年次後期終了までに高等学校の「各教科の指導法」に関する科目を2単位以上修得していること。
- ④ 3年次前期に「生徒指導・進路指導」を履修していること。

## 5 4年次に「幼稚園実習」、「特別支援学校教育実習」を履修するための条件

- ① 3年次後期終了までに90単位以上を修得していること。
- ② 3年次に「教育実践実習A」の単位を修得していること。
- ③ 3年次終了までに「教育実践実習事前・事後指導」の単位を修得していること。

〈学校体験活動〉

- ・教育実践実習Aを修得済みであること。
- ・教員採用試験を受験していることが望ましい。

5 実習校					
教育 実習	体験 活動	学級数の合計	幼稚園3学級、小学校18学級、中学校12学級、特別支援学校9学級		
○	○	学校名	山形大学附属小学校（山形県山形市松波2-7-2） 学級数：18 児童数：572人		
		教員数	32人（内訳）教諭26人、講師4人、養護教諭1人、栄養教諭1人		
○	×	学校名	山形大学附属中学校（山形県山形市松波2-7-3） 学級数：12 児童数：402人		
		教員数	26人（内訳）教諭22人、講師3人、養護教諭1人、		
○	×	学校名	山形大学附属特別支援学校（山形県山形市飯田西3-2-55）学級数：9 児童数：50人		
		教員数	34人（内訳）教諭31人、講師2人、養護教諭1人、		
○	×	学校名	山形大学附属幼稚園（山形県山形市松波2-7-1） 学級数：3 児童数：62人		
		教員数	9人（内訳）教諭5人、講師3人、養護教諭1人、		
○	×	教育委員会名	山形県教育委員会	高等学校： 43校	特別支援学校： 12校
○	○	教育委員会名	山形市教育委員会	小学校：36校	中学校：15校
○	×	教育委員会名	上山市教育委員会	小学校：4校	中学校：3校
○	×	教育委員会名	天童市教育委員会	小学校：12校	中学校：4校
○	×	教育委員会名	山辺町教育委員会	小学校：2校	中学校：1校
○	×	教育委員会名	中山町教育委員会	小学校：2校	中学校：1校
○	×	教育委員会名	寒河江市教育委員会	小学校：9校	中学校：3校
○	×	教育委員会名	村山市教育委員会		中学校：2校
○	×	教育委員会名	東根市教育委員会		中学校：5校
○	×	教育委員会名	新庄市教育委員会	小学校：6校	中学校：5校
○	×	教育委員会名	南陽市教育委員会		中学校：3校
○	×	教育委員会名	高畠町教育委員会		中学校：1校

形大附学第5445号  
令和7年3月5日

学長 殿

附属幼稚園長  
高梨明恵

教育実習受入承諾書

山形大学教育学部に係る教育実習について、本園において受入れることを、下記のとおり承諾します。

記

学部	学科	免許の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状

※教育実習の実施に当たっては、その都度、本園と大学で協議するものとする。

形大附学第5443号  
令和7年3月4日

学 長 殿

附属小学校長  
武 田 重 泰  
( 公印省略 )

教育実習・学校体験活動受入承諾書  
(対：令和7年2月27日付け形大企第1130号)

山形大学教育学部に係る教育実習及び学校体験活動について、本校において受入れることを、下記のとおり承諾します。

記

学部	学科	免許の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状

※教育実習の実施に当たっては、その都度、本校と大学で協議するものとする。  
また、学校体験活動は本校の指示の下に行うこととする。

以上

形大附学第5446号  
令和7年3月6日

学長 殿

附属中学校長  
森本真紀

教育実習受入承諾書

山形大学教育学部に係る教育実習について、本校において受入れることを、下記のとおり承諾します。

記

学部	学科	免許の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	中学校教諭一種免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、英語)

※教育実習の実施に当たっては、その都度、本校と大学で協議するものとする。

形大附学第5447号  
令和7年3月5日

学長 殿

附属特別支援学校長  
森 谷 久 美

教育実習受入承諾書

山形大学教育学部に係る教育実習について、本校において受入れることを、下記のとおり承諾します。

記

学部	学科	免許の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	特別支援学校教諭一種免許状

※教育実習の実施に当たっては、その都度、本校と大学で協議するものとする。

高教第1157号  
令和7年3月11日

山形大学長 殿

山形県教育委員会教育長  
高橋 広樹

教育実習受入承諾書

山形大学教育学部に係る教育実習について、本教育委員会管轄の高等学校及び特別支援学校において受入れることを、下記のとおり承諾します。

記

学部	学科	免許の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	高等学校教諭一種免許状 (国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、情報、英語) 特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者、肢体不自由者、病弱者)

※教育実習の実施に当たっては、その都度、当該高等学校及び特別支援学校と大学で協議するものとする。

教（学）第1217号  
令和7年3月5日

山形大学長 殿

山形市教育委員会教育長  
金 沢 智 也

教育実習・学校体験活動受入承諾書

山形大学教育学部に係る教育実習及び学校体験活動について、本教育委員会管轄の小学校及び中学校において受入れることを、下記のとおり承諾します。

記

【教育実習】

学部	学科	免許の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、英語)

※教育実習の実施に当たっては、その都度、当該小学校及び中学校と大学で協議するものとする。

【学校体験活動】

学部	学科	免許の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状

※教育実習の実施に当たっては、その都度、当該小学校と大学で協議するものとする。  
また、学校体験活動は当該小学校の指示の下に行うこととする。

上教学第555号の2  
令和7年3月5日

山形大学長 殿

上山市教育委員会教育長  
加藤 洋 一

教育実習受入承諾書

山形大学教育学部に係る教育実習について、本教育委員会管轄の小学校及び中学校において受入れることを、下記のとおり承諾します。

記

学部	学科	免許の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、英語)

※教育実習の実施に当たっては、その都度、当該小学校及び中学校と大学で協議するものとする。

教学第399号

令和7年3月5日

山形大学長 殿

天童市教育委員会教育長

相澤 和彦

## 教育実習受入承諾書

山形大学教育学部に係る教育実習について、本教育委員会管轄の小学校及び中学校において受入れることを、下記のとおり承諾します。

## 記

学部	学科	免許の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、英語)

※教育実習の実施に当たっては、その都度、当該小学校及び中学校と大学で協議するものとする。

山教学第721号  
令和7年3月5日

山形大学長 殿

山辺町教育委員会教育長  
長岡 均

教育実習受入承諾書

山形大学教育学部に係る教育実習について、本教育委員会管轄の小学校及び中学校において受入れることを、下記のとおり承諾します。

記

学部	学科	免許の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、英語)

※教育実習の実施に当たっては、その都度、当該小学校及び中学校と大学で協議するものとする。

中 教 第 1 0 8 5 号  
令和 7 年 3 月 5 日

山形大学長 殿

中山町教育委員会教育長  
浦 山 健 一

教育実習受入承諾書

山形大学教育学部に係る教育実習について、本教育委員会管轄の小学校及び中学校において受入れることを、下記のとおり承諾します。

記

学部	学科	免許の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、英語)

※教育実習の実施に当たっては、その都度、当該小学校及び中学校と大学で協議するものとする。

学 第 1496 号  
令和7年 3月 4日

山形大学長 殿

寒河江市教育委員会教育長  
佐藤 志津 男

教育実習受入承諾書

山形大学教育学部に係る教育実習について、本教育委員会管轄の小学校及び中学校において受入れることを、下記のとおり承諾します。

記

学部	学科	免許の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、英語)

※教育実習の実施に当たっては、その都度、当該小学校及び中学校と大学で協議するものとする。

教 学 第 5 3 9 号  
令和 7 年 3 月 1 1 日

山形大学長 殿

村山市教育委員会教育長  
大 内 敏 彦

教育実習受入承諾書

山形大学教育学部に係る教育実習について、本教育委員会管轄の中学校において受入れることを、下記のとおり承諾します。

記

学部	学科	免許の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	中学校教諭一種免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、英語)

※教育実習の実施に当たっては、その都度、当該中学校と大学で協議するものとする。

東教委管発第686号  
令和7年3月7日

山形大学長 殿

東根市教育委員会  
教育長 半田 博

### 教育実習受入承諾書

山形大学教育学部に係る教育実習について、本教育委員会管轄の中学校において受入れることを、下記のとおり承諾します。

#### 記

学部	学科	免許の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	中学校教諭一種免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、英語)

※教育実習の実施に当たっては、その都度、当該中学校と大学で協議するものとする。

新学発第5518号

令和7年2月6日

山形大学長 殿

新庄市教育委員会教育長

津 田 浩

## 教育実習受入承諾書

山形大学教育学部に係る教育実習について、本教育委員会管轄の小学校及び中学校において受入れることを、下記のとおり承諾します。

## 記

学部	学科	免許の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、英語)

※教育実習の実施に当たっては、その都度、当該小学校及び中学校と大学で協議するものとする。

南教学第 2309 号  
令和 7 年 3 月 7 日

山形大学長 殿

南陽市教育委員会教育長  
堀 裕一

教育実習受入承諾書

山形大学教育学部に係る教育実習について、本教育委員会管轄の中学校において受入れることを、下記のとおり承諾します。

記

学部	学科	免許の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	中学校教諭一種免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、英語)

※教育実習の実施に当たっては、その都度、当該中学校と大学で協議するものとする。

教総第1373号

令和7年3月10日

山形大学長 殿

高畠町教育委員会教育長

遠藤 正 真

## 教育実習受入承諾書

山形大学教育学部に係る教育実習について、本教育委員会管轄の中学校において受入れることを、下記のとおり承諾します。

## 記

学部	学科	免許の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	中学校教諭一種免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、英語)

※教育実習の実施に当たっては、その都度、当該中学校と大学で協議するものとする。